

あきる野市は自転車競技（ロードレース）、馬術競技、ソフトボール競技（少年女子）の会場地です。

市・都民税の申告と 所得税の確定・還付申告

● 五日市出張所：2月1日から
● 市役所：2月6日から

平成24年度の市・都民税の申告（平成23年中の収入）と平成23年分の所得税の確定申告と還付申告の受付を行います。

給与所得者で「年末調整」が終わっていない方、年金受給者で公的年金などの収入金額の合計が400万円を超える方や、源泉徴収（振り込み時に所得税を天引き）されている方などは、確定申告で1年間の所得税を精算する必要があります。また、生命保険、地震保険、国民年金の保険料と国民年金基金の掛金などの控除を受ける場合は、証明書、領収書などの添付が必要です。

時15分、午後1時～4時30分（混雑状況によっては受付を早めに締め切る場合あり）

個人住民税の 住宅借入金等 特別税額控除 （住宅ローン 特別税額控除）

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方と、平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築増改築した住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用がある方は、次のいずれか小さい額が個人住民税の所得割額から控除されます。

所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
所得税の課税総所得金額などの額の5割
9万7500円が上限
住宅借入金等特別控除を初めて申告する方は、青梅税務署へ申告するか、青梅税務署の出張相談日を利用してください。

医療費控除を 申告する方

あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族のために平成23年中に実際に支払った医療費が一定金額以上あるときは、医療費控除として所得から差し引かれる金額の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

青梅税務署職員と
税理士による
確定申告出張相談

給与、年金、不動産、事業所得者を対象に、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います。譲渡所得、贈与税の相談は受け付けません。

場所・期間
中央公民館：2月1日（水）～3日（金）
五日市出張所：2月10日（金）
受付時間：午前9時～11時、午後1時～3時
相談時間：午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
混雑状況によっては、受付を早めに締め切ることがあります。

青梅税務署 からのお知らせ

電子申告をご利用の方へ
平成22年分の所得などについて電子申告を利用し

ために平成23年中に実際に支払った医療費が一定金額以上あるときは、医療費控除として所得から差し引かれる金額の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

確定申告を行なった方（電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む）は、確定申告書と青色決算書などが送付されません。平成23年分も電子申告を利用していただくようお願いいたします。

問合せ：青梅税務署（0428・22・3185）
問合せ：青梅税務署、東京税理士会青梅支部（0428・23・2331）

確定申告はインターネットで「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」に「税務署」に出かけなくても、国税の申告や納税が自宅やオフィスでできます。

老齢年金を 受けている方へ 源泉徴収票が 送付されます

平成24年分までの間でい

て確定申告を行なった方（電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む）は、確定申告書と青色決算書などが送付されません。平成23年分も電子申告を利用していただくようお願いいたします。

問合せ：青梅税務署（0428・22・3185）

所得税や市・都民税の申告の際に「障害者控除対象者認定書」を添付することにより、本人またはその扶養者が、障害者（特別障害者）控除を受けることができます。

次のすべての条件に該当する方については、要介護認定の認定調査票が主治医意見書の内容を確認し、基準該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。認定書の交付には、申請が必要です。

老齢基礎年金や老齢厚生 年金などを受付けている方へ

平成24年分までの間でい

要介護認定を受けている方
障害者控除の
対象になります

要介護認定を受けている方
障害者控除の
対象になります

平成23年中に新築・増築（家屋調査済みを除く）した家屋は、固定資産税と都市計画税（市街化区域内に限る）の対象になります。

平成23年中に新築・増築（家屋調査済みを除く）した家屋は、固定資産税と都市計画税（市街化区域内に限る）の対象になります。

冬の省エネ・ 節電対策の リーフレット

あきる野市環境委員会で

年金などは、所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。

所得税を年金から天引きされている方も含め、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けているすべての方に、平成23年中に支払われた年金の支払総額や源泉徴収額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構から送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をするときに必要ですので、大切に保管してください。

平成23年中に新築・増築（家屋調査済みを除く）した家屋は、固定資産税と都市計画税（市街化区域内に限る）の対象になります。

個人と法人が、その事業 のために用いている構築 物、機械、装置、備品など は、償却資産として固定資 産税の対象になります。平 成24年1月1日現在、市内 で工場や商店などを経営し ている方、駐車場やパー

中小企業のための
融資制度を
ご利用ください
～ 融資限度額・
返済期間を拡充～

中小企業振興資金・小口
零細企業保証資金 市内
中小企業者の健全な育成
と振興を図ることを目的
に、商品、原材料、仕入
などに要する運転資金や
機械器具購入などに要す
る設備資金を低利で融資
します。さらに、市が一
定の利子補給を行います。

申込み・問合せ 商工観
光課商工振興係（直通5
58・1867）

表 中小企業振興資金・小口零細企業保証資金

資金用途	融資限度額	返済期間	利率	利子補給
運転資金	1,000万円 (変更前500万円)	7年以内 (変更前3年以内)	借入時の長期プライムレートから0.3%を引いたもの	1.5%以内 本人負担は最低0.7%
設備資金	1,000万円 (変更前700万円)	10年以内 (変更前5年以内)		

* 運転資金と設備資金を併用する場合、融資限度額は1,000万円です。

あきる野市環境委員会で
冬の省エネ・節電のリーフレットを作りました。
自宅でする省エネの取組
や、体を温める食べものを
記載していますので、でき

るものから取り組んでみましょう。
リーフレットは、環境課、五日市出張所、各図書館で配布しているほか、ホームページでもご覧いただけます。
問合せ 環境課環境・緑
化係

